

「(仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン (素案)」に対する  
パブリックコメント実施結果

1. 意見募集の期間

平成 26 年 12 月 5 日(金)から平成 27 年 1 月 5 日 (月) まで

2. 意見を提出していただいた人数

2 人 (電子メール 1 人、持参 1 人)

3. いただいた意見の内容及びそれに対する市の回答 (案)

該当箇所	意見	回答 (案)
第 3 章 計画の基本的 な考え方	現在、郡山市は「教育・保育提 供区域」を 3 区域で設定してい ますが、その問題点として、	
第 3 節 教育・保育提 供区域につい て	1. 郡山市の「区域の設定範囲 別メリット・デメリット」で、 「区域の設定範囲」が広い場合 の方がメリットが多いにもか かわらず、あえて 3 区域に設定 する根拠が乏しい。区域の設定 の狭い場合のデメリットで、 「勤務地等の都合で居住エリ ア以外の施設・事業を希望する ニーズを吸収できない」とある のは、今後、区域内での利用定 員が実状に合わない可能性を 示しているのではないでしょ うか。	区域の設定については、本市 の行政区 (15 区域) ごとの未 就学児童人口、幼稚園・保育所 等の数、さらに、その区域に居 住する方たちの通勤等の生活 圏域を勘案し検討しました。そ の結果、複数の行政区を組み合 わせた 3 区域を設定したもの です。また、3 つの区域を設定 にすることにより、地域の実情 に応じたきめ細かい施設整備 を行うことが可能であると考 えられます。
2 郡山市におけ る教育・保育 提供区域の考 え方	2. 現に、幼稚園の送迎距離は 半径 2 k m 程度が適正である にもかかわらず、中核市である 郡山市を 3 区域に設定するこ とは合理的裏付けに乏しく、郡 山市による「区域設定の際のポ	本市の市域は広く、保護者に とって、利用する施設が居宅か ら近いことに併せて、通勤途上 あるいは職場近隣での利用も 考えられることから、3 区域に 設定しましたものであり、教育

	<p>イント」の、「利用者が居宅より容易に移動することが可能な区域」に反し、教育を受けるための環境の差別化が生じる。現に、教育・保育提供区域を設定しない自治体があることもその裏付けと考えます。</p> <p>3. 「区域設定が需給調整の判断基準となる」とすると、通園距離の概念が全く考慮されず、区域境界付近の学区について実状に合わない「利用定員」を設定される恐れがあります。</p> <p>4. 「教育・保育提供区域」というと、当該区域の施設しか入園できないと解釈され、そうした誤った情報が、施設選びと入所希望の偏在を助長しかねず、混乱を招く可能性があると考えます。</p> <p>結論として、現在、郡山市の各幼稚園がどの地域の子どもを</p>	<p>を受け環境の差別化を図るものではありません。</p> <p>子ども・子育て支援法第 61 条において、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」ごとに教育・保育サービス等のニーズ量及びその整備計画を示すこととされております。この目的は、市町村の地域の実情に応じた「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を提供するためです。</p> <p>「教育・保育提供区域」設定の目的は、市町村の地域の実情に応じた「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を提供するためであり、実際に利用にあたっては、どの区域の施設でも利用することができます。このことについて、保護者への周知に努めます。</p> <p>この計画期間の 5 年間（平成 27～31 年度）における「教</p>
--	--	---

	<p>預かっているのか、今後偏在する子育てニーズにどう対応すべきか、今回示された3区域が子育て環境にとって持続可能なものかを再検討する必要があると思われる。</p>	<p>育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の利用及び提供の状況を注視しつつ、次期計画策定時において、区域設定について再検討します。</p>
<p>第4章 子ども・子育て支援施策の展開</p> <p>施策領域1 子育て支援</p> <p>(4) 多様な教育・保育事業の充実</p> <p>(5) 認可外保育施設の運営等に対する助成</p>	<p>保護者の職業によっては、休日・夜間保育が必要となる場合があります。現在、郡山市において、休日・夜間保育は認可外保育施設で担っておりますが、今後、認可保育所等での実施を検討いただきたいと思います。</p> <p>郡山市の認可外保育施設は、長年、認可保育所を補完する役割を担ってきました。本来、保育を必要とするすべての子ども達が、等しく質の高い保育を受けられなければなりません。そのためには、現在の認可外保育施設ができる限り保育所や小規模保育等に移行し、子ども・子育て支援新制度における</p>	<p>認可外保育施設における休日・夜間保育の利用がある中で、保護者のシフト勤務や夜間勤務など多様な就労形態に伴う潜在的保育ニーズが想定されますことから、休日・夜間保育の必要性につきまして、子ども・子育て会議で御審議いただきながら、子ども・子育て支援新制度の活用等により実施を検討してまいります。</p> <p>認可外保育施設につきましては、保育ニーズが多様化する中、地域に開かれた保育所運営を行い、本市の保育行政の一翼を担ってきたものと考えております。</p> <p>平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)」の本格施行により、認可保育所と同等の基準</p>

	<p>給付費対象とすべきと考えます。</p>	<p>を満たす施設は施設型給付の対象となり、また、小規模保育施設については、地域型保育給付の対象となることから、認可外保育施設から新制度の給付対象となる各保育事業への移行を考えている事業者に対しましては、昨年 10 月に、本市こども育成課内に開設した「幼・保運営支援センター」において、施設整備及び運営基準等について、きめ細かい相談支援を行ってまいります。</p>
--	------------------------	--